

## ミニかわら版

(この資料は全部お読みいただいても60秒です)



ヤマダ総合公認会計士事務所  
代表 山田 良平

〒124-0012

東京都葛飾区立石 1-12-11 山田ビル 1~3階

TEL : 03-3694-6091

FAX : 03-3691-6680

### 見直される「控除対象配偶者」の定義

平成29年度税制改正で配偶者控除・配偶者特別控除が見直されることに伴って、現行の控除対象配偶者が、「控除対象配偶者」、「同一生計配偶者」、「源泉控除対象配偶者」の3つになります。控除対象配偶者を定義している所得税法の規定が整備され、平成30年分以後の所得税から適用されます。

現行の配偶者控除では適用対象を、「居住者が控除対象配偶者を有する場合」とし、控除対象配偶者の定義で「配偶者の合計所得金額が38万円である者」と規定されているため、居住者の所得に関係なく控除が適用されます。改正により、居住者の所得要件が導入されて、合計所得金額が1千万円超の居住者は、配偶者控除の適用ができなくなるため、控除対象配偶者の定義を規定し直すことになりました。

一方、源泉控除対象配偶者は、1) 配偶者特別控除の見直しにより、38万円の控除が適用される配偶者の所得の上限を、合計所得金額85万円以下に引き上げたこと、2) 居住者の所得要件(合計所得金額900万円以下、900万円超950万円以下、950万円超1千万円以下の3段階)が導入され、38万円の控除が適用されるには、合計所得金額900万円以下の要件も満たさなければならなくなったことから、新設されました。

現行の控除対象配偶者は、「同一生計配偶者」と名称変更されますが、内容は現行と変わりません。これらを整理すると次のようになっています。

同一生計配偶者 「居住者の配偶者でその居住者と生計を一にするもののうち、合計所得金額が38万円以下である者をいう」

控除対象配偶者 「同一生計配偶者のうち、合計所得金額が千万円以下である居住者の配偶者をいう」

源泉控除対象配偶者 「居住者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る)の配偶者でその居住者と生計を一にするもの(青色事業専従者等を除く)のうち、合計所得金額が85万円以下である者をいう」